八尾市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

少子化社会の進展や団塊世代の大量退職などによる労働力不足によって、企業の人材基盤への 打撃が懸念されるなか、正社員雇用等の安定雇用の推進による中長期的な人材育成は、企業の経 営戦略としても重要な意義をもちます。また、社会の持続的発展を支えるためには、働く人がそ の意欲と能力を十分に発揮できる雇用の場を確保することが必要といわれております。

これらの観点に立ち、本市では八尾市中小企業サポートセンターによる事業所の人材確保・育成支援事業を、また地域就労支援センターでは就労困難者の就労支援を、さらに2007年には大阪労働局との連携のもと八尾市ワークサポートセンターを開設し、市民の雇用・就労機会の確保に努めてきたところです。

今後とも、地域の実情を反映させた市の産業施策や雇用施策を共に進展させることにより、市 民の雇用・就労が促進されるよう努める所存でございます。 (経済環境部)

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

拡大を続けていた景気が後退局面に入った現在、大阪府域における雇用創出と確保、及び雇用 失業情勢の改善を目的として、政労使が一体となった取り組みを推進するため組織された大阪雇 用対策会議の存在意義は高まることが予想されます。

市町村が実施する雇用施策は、2002年の雇用対策法の改正により新たな行政課題として浮上してきたところですが、政労使による適切な連携と役割分担が事業効果を高めることは明らかです。 そこで、本市といたしましても、大阪雇用対策会議と連携を深め、就職に向けた支援が必要な人に対する就労支援の効果的事業展開を図ってまいりたいと考えております。 (経済環境部)

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事

業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

本市では平成14年度より地域就労支援事業を実施し、働く意欲がありながら雇用・就労を実現できない就労困難者に対する総合的な支援を行っております。市の実情を踏まえながら、保健・福祉・教育等様々な所管課や関係機関・団体と連携し就労困難者に対する支援に努めてきたところですが、特に平成20年度当初からは、八尾市ワークサポートセンター内に地域就労支援コーディネーターを配置し、相談機能の拡充に努めております。今後も、市民の皆さんにとって利用しやすい形態となるよう、一層の事業の進展に努めてまいります。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

平成20年3月1日には労働契約法、さらに4月1日からは改正パート労働法が施行されるなど、近年の労働トラブルの急増を背景に、労働関係法令の整備が進んでまいりました。労働法を遵守しながら労働者を適切に処遇していくことは、企業にとりましても当然の義務であると同時に、今後の成長の鍵を握る重要なポイントでございます。本市では、市政だよりや啓発冊子を活用し法令改正の周知を図ってまいりましたが、その趣旨がさらに徹底されるよう、関係機関と連携し事業所啓発に努めてまいります。 (経済環境部)

(5)【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

総合評価入札制度の導入につきましては、今後の研究課題であるものと考えております。 また、賃金等の労働条件は各種労働関係法規を遵守したものであるべきであり、そのうえで当 事者間の自主的な取り決めに委ねられるものと考えております。 (総務部)

(6)「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

近年、働き方の改革としてワーク・ライフ・バランスの実現が重要課題となっており、2007年12 月には、ワーク・ライフ・バランスの基本理念を示す「憲章」と、国や企業が取り組む施策を示す 「行動指針」が政労使による調印のうえ、決定されました。

現在ワーク・ライフ・バランス施策として挙げられるものは、育児休業制度や子育て中の社員に

対する短時間勤務制度が多く、子育て世代の支援が主流となっています。しかし、本来の意味でのワーク・ライフ・バランスを実現するためには、働くすべての世代を前提として多様な働き方を保障するシステムが必要であり、長期的取り組みとなることは言うまでもありません。

本市といたしましては、まずワーク・ライフ・バランスの基本的概念を定着させるとともに、「憲章」や「行動指針」に沿った先進的実践行動事例等を周知させてまいる所存でございます。

(経済環境部)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積(例:北部-バイオ、中東部-ロボット・ものづくり、南部-ナノテク、湾岸地域-先端電機産業)と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

本市を含む東部大阪には、日本のものづくりの基盤技術を支える電気・一般機械や金属製品を 製造する企業が集積しております。現在、八尾市中小企業サポートセンターを軸に、八尾商工会 議所をはじめ大阪府や国と連携しながら、これら市内産業集積の技術・経営の高度化を進めると ともに、市内外の企業や集積地とのネットワークをサポートしており、引き続き、このような取 り組みを強化していく所存でございます。 (経済環境部)

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

本市においても産業集積維持の観点から昨年10月に「八尾市ものづくり集積促進奨励金」制度を創設し、市内企業の流出防止及び市外企業の流入促進に努めております。これまでの制度活用 実績も踏まえたうえで、より効果的な施策となるように努めるとともに、大阪府の企業立地促進 制度とも絡めながら、引き続きこのような取り組みを積極的に推進してまいります。

(経済環境部)

- (3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。
 - ① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

中小企業者の事業資金需要に対応するため、大阪府中小企業信用保証協会の保証を付して、市 場金利より安い利率で金融機関から借入れできるよう斡旋するとともに、信用保証料の補填も実 施しております。

今後とも大阪府と連携しながら、経済状況に応じた融資制度の確立に努めてまいりたいと考え

ております。 (経済環境部)

(3) -② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

本市発注の建設工事は大規模工事を除き地元中小企業に優先発注しております。 (総務部)

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な 運用について指導を強化すること。

(回答)

中小企業の適正取引等の推進のためのガイドライン及び「下請かけこみ寺」の活用等の情報提供を行うとともに、国等関係機関の相談窓口への橋渡し等を進めてまいります。(経済環境部)

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市では、総合計画に掲げる将来都市像「一人ひとりの夢と元気が未来をつむぐ都市・八尾」の実現に向け、市民参画を基軸としたまちづくりを推進しており、行財政改革についてもこれらの考え方に基づき進めております。平成20年2月に策定した「八尾市行財政改革プログラム」では、推進目標として「市民とともに歩む」「市役所が変わる」「公共サービスを変える」を掲げており、持続可能な行政運営の確立をめざしております。本市の行財政改革の考え方や取り組みについては、市ホームページ等でお示ししておりますが、より多くの市民に周知できるよう手法の検討に努めてまいります。

- (2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。
 - ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
 - ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
 - ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
 - ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①~④について、市民の安心・安全の確保や雇用・労働等の充実は、行政の役割において

重要なことと認識しており、本市において行政改革を推進するなかでも、「市民の満足度を重視した行政」「市民が参画した行政」「常に社会的セーフティ・ネットを意識した行政」をめざすべき行政運営の将来像と位置付けております。

情報公開については、市民参画・住民自治を確立するうえで非常に重要な取り組みであると考えており、今後も、平成13年度に策定した「八尾市情報開示大綱」に基づき、求められた情報を公開するだけでなく説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行い、市民との情報共有に努めてまいりたいと考えております。

本市の行財政改革の推進にあたっては、職員の改革意識の醸成や職場風土の改革にも力を注ぎ職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに、庁内での情報の共有・交換の機会を増やすなど、職員の合意を得ながら進めるよう努めてまいります。 (直轄組織)

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

本市では、「大阪版地方分権推進制度」を活用し、大阪府への自主的な申出により事務の移譲を受けており、その際には、①市民サービスの向上につながること、②個性あるまちづくりや自治の確立に役立つこと、③新たな人的・財政的な負担を生じないことを基本的な考え方として進めております。今後、大阪府の地域主権システム構築の動向や、職員の減等に伴う事務量等に留意しながら対応を考えてまいります。 (直轄組織)

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実につきましては、地方財政を取り巻く厳しい環境のもとで、地方分権の推進 に伴う安定的な行財政基盤を早期に確立する必要があることから、国から地方へのさらなる税源 移譲や地方交付税の充実など、これまでも国や大阪府に対して要望してまいりましたが、今後も 引き続き地方税財源の充実を要望してまいります。 (直轄組織)

4. 福祉 • 医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務 体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構 築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

本市におきましては、三師会のご協力のもと休日急病診療所を開設するとともに、小児救急医療については、中河内二次医療圏として八尾市立病院・東大阪市立総合病院をはじめとする4病院の輪番制により対応しております。しかしながら、救急医療や小児科・産科などの医師不足が深刻な社会問題となっており、このような状況に対応するためには、医療機関はもとより医師や看護師等の医療資源の有効活用を図り、より広域的な連携と対応が不可欠であると考えております。

こうしたなか、国や大阪府においても、医師不足解消及び救急医療の充実に向けての対応が検 討されており、本市といたしましては、これらの動向を注視しつつ、本医療圏の医療体制等につ いて協議する中河内保健医療協議会で検討するなど、適切な対応に努めてまいりたいと考えてお ります。 (健康福祉部)

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護保険事業者が遵守すべき人員・設備・運営の基準をはじめ、労働関係法令の遵守について は、その事業指定者と連携してまいります。 (健康福祉部)

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害福祉サービスの利用者負担については、平成19年4月から実施された「利用者負担の更なる軽減」に加え、平成19年12月の政府与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームによる「障害者自立支援法の抜本的見直しに関する報告書」を踏まえ、平成20年7月からは「障害者に係る利用者負担の軽減」及び「所得区分認定に係る世帯の範囲の見直し」等の利用者負担の軽減措置が新たに実施されたところであり、本市としては大阪府とも連携し、障害福祉サービスの向上に向けて制度の円滑な運営や利用者負担の軽減などの制度の周知に努めてまいります。

(健康福祉部)

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策 の充実を図ること。

(回答)

本市におきましては、市民の健康づくりの指針である「健康日本21八尾計画」の中で、目標とする健康分野の1つに「こころの健康」を掲げ、各種取り組みを展開しております。こころの悩みや不調に関する相談については、保健センターにおいて電話あるいは面接にて適宜対応しており、また、定期的に開催している健康相談の中でもお受けしております。

今後とも、八尾保健所や関係機関と連携を図りながら、こころの健康に関する広報・啓発活動 をはじめ、様々な取り組みを進めてまいりたいと考えております。 (健康福祉部)

5. 子ども教育・男女平等施策

- (1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のう えからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策 定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。
 - ① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

「次世代育成支援行動計画」が始まった平成17年4月以降、保育所の創設・民営化・定員増を伴う整備・分園設置等により195名分の定員を増やし、待機児童解消を図ってきたところであり、21年4月には、さらに130名の定員増を予定しています。しかしながら、保育需要は依然高く、待機児童の完全な解消には至っておりません。平成21年度の「後期次世代育成支援行動計画」策定に際し、保育に対する潜在的ニーズや多様化するニーズについて市民アンケート調査を通じて分析し、待機児童解消に向け一層努めてまいります。 (こども未来部)

(1) -2 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充(休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など)

(回答)

「八尾市次世代育成支援行動計画」に定める保育サービス目標事業量の達成に向け努めてまいります。 (こども未来部)

(1)-③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

市民・企業・関係機関・関係団体と連携して次世代育成支援を推進していくために、平成17年に次世代育成支援推進委員を設置し、次世代育成支援に必要な取り組み等について意見交換してきたところです。今後も連携をさらに強化し、市民の意見が反映された子育て支援施策、また子どもの成長段階に対応した切れ目のない総合的な子育て支援施策を実施できるよう努めてまいります。 (こども未来部)

(1) - ④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

本市の「集中改革プラン」の平成19年6月改定分において、正規職員の採用は極めて困難な状況にあると考えております。しかしながら、貴連合会のご指摘のとおり、保育所の質を低下させることのないよう、正規保育士等の計画的継続雇用について努力してまいりたいと考えております。 (こども未来部)

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

小学校の警備員配置につきましては、今後も府の補助金の動向や市の財政状況も考慮し、関係 各課と連携のうえ検討してまいりたいと考えています。 (学校教育部)

児童の放課後対策につきましては、地域の方々の参画及び協力を得まして安全・安心な子ども の活動拠点を小学校等に設け、放課後子ども教室推進事業や「すくすく子ども地域活動支援事業」 を実施しており、安全・安心な居場所づくりの施策の充実に努めております。(こども未来部)

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

学校では、「ものづくり教育」の機会として、社会科や総合的な学習の時間等で労働について 学ぶとともに、体験的な学習として職業体験や出前授業などを実施しており、今後とも情報を共 有するなど、学校と地域・企業の連携に努めてまいります。

また、小学校1・2年生におきましては、すでに35人学級編制を導入しているところです。 (学校教育部)

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

こども家庭課(子育て総合支援ネットワークセンター)において、平成19年5月に八尾市要保

護児童対策地域協議会を設置し、東大阪子ども家庭センターをはじめ関係機関との連携を強化し、 児童虐待の対応にあたっています。また、臨床心理士を配置するなど相談体制の充実を図ってい ます。 (こども未来部)

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

本市では、平成13年度より様々な女性が抱える悩みに対応するため、専門の女性カウンセラーによる女性相談事業を行っております。 DVの問題にも対応しており、メンタル面でのケアや自立支援に向けての相談を行っています。

また、一時保護を要するような緊急時には、大阪府女性相談センターや市子育で総合支援ネットワークセンター・警察・生活福祉課等の関係機関と連携をとりながら、被害者救済に向けて取り組んでおります。

DV防止に向けた啓発とDV相談窓口の周知については、平成20年2月にパンフレットとカードを作成し、公共施設の窓口等に設置し、コンパクトで手に取りやすいカードについては、公共施設の女性トイレに設置しています。

今後とも、DV防止とその支援策について、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。 (人権文化ふれあい部)

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。 また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市では、地域に根ざした男女共同参画社会の実現をめざし、平成11年3月に「やお女と男のはつらつプラン」を策定し、5年が経過した平成16年3月には、様々な社会情勢の変化や法整備に対応するため、計画の見直しを行いました。この計画も目標年次となる今年度に、その後継計画となる新たなプランを策定いたします。

専門の学識経験者と各種関係団体や機関・公募市民とで構成される八尾市男女共同参画施策検 討委員の会を設置し、実効性のある新プラン策定に向けて検討を行っております。今後、パブリ ックコメントを経て、平成21年3月の策定をめざしています。 (人権文化ふれあい部)

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門(家庭・オフィス)など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

地球温暖化問題は国民のなかにも広く認識されるようになり、国民一人ひとりが行動を起こす ために、啓発活動を推進することは重要な課題となっています。

本市は計画目標達成のため、市民・事業者・教育機関・行政のパートナーシップにより環境保全活動に取り組んでいる「環境アニメイティッドやお」と一体となって、環境イベントやパネル展の開催、高安山の里山保全活動、市民環境講座の開催、市民への省エネチェックシート(環境家計簿)の普及等、脱温暖化社会の実現に向けた活動や啓発に取り組んでいます。また、平成20年度より「環境アニメイティッドやお」が行っている高安山の里山保全活動が環境省の生物多様性保全推進事業に採択され、ニッポンバラタナゴの保護を中心に保護池の整備や里山の森林整備が行われています。

一方自動車問題の啓発についても、市内事業者・企業・行政のパートナーシップにより八尾市 グリーン配送推進協議会を結成し、グリーン配送の推進やエコドライブの啓発に努めています。 また、今年度より3年間国土交通省の天然ガス車普及促進モデル地域の指定を受け、天然ガス車 の普及・啓発に努めています。

地球温暖化防止に向けて、より広範な市民・事業者・NPO・労働組合・行政などの各主体とのパートナーシップにより、今後とも積極的に施策展開をしてまいりたいと考えております。

(経済環境部)

本市においては平成17年度に「誰もが出歩くのが楽しくなる交通まちづくり」を実現するために「八尾市交通基本計画」を策定し、交通まちづくりの具体的な取り組みを進めているところです。

本市で現在問題となっております公共交通利用の低下や交通渋滞・大気汚染に対応するためにも、交通環境の利便性の向上を図ることや道路利用環境の改善に努めることで利便性・快適性の向上をめざしております。そのなかで、多くの市民とともに交通問題について考える場として交通まちづくり懇談会を開催し、日常感じている交通問題について情報の共有化を行い、その結果として市民の公共交通利用への意識づくりを進めております。

また、公共交通機関等に対しても、温室効果ガスの削減に向けた対策を講じるよう引き続き要望等を行ってまいりたいと考えています。 (建築都市部)

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大

阪府のごみのリサイクル率 (10.5%) を早期に全国平均並み (19.0%) にするために、各自 治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄 物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

3 Rの取り組みをさらに推進させるために、大阪府のリサイクル関連部署をはじめ府下各市等との情報交換を密にするとともに、循環型社会のさらなる推進に向け、八尾市廃棄物減量等推進審議会の答申及び廃棄物処理センターの更新を踏まえ、容器包装プラスチックやペットボトル等のリサイクル率のアップを図るため、来年度の全市での実施に向けて、本年10月よりモデル地区実施を行っております。

また、食料廃棄物の削減のためのバイオなどの活用についても、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。 (経済環境部)

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、 土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立 学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の 安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・ 拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

市民の皆様方が地震や洪水・土砂災害など大規模な災害に備え、これら自然災害が発生する恐れのある場所などを日頃から把握していただくため、平成18年5月に「八尾市防災マップ」を全世帯に配付し、災害発生時の避難場所や避難経路等を事前に確認していただくよう周知等を図っております。今後、誘導標識の設置に努めるとともに、引き続き、平常時から避難場所等の周知に努めてまいります。 (総務部)

災害時の避難施設である小中学校施設の耐震化につきましては、耐震化優先度調査の結果等に 基づき優先度の高い建物より計画的に耐震診断を実施しており、今後も、早急に耐震化を図るため補強工事等の計画的実施に努力してまいります。 (学校教育部)

本市では、住宅の耐震診断を平成9年度より、また耐震改修については平成20年度より補助制度を実施しています。 (建築都市部)

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、 治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における 安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

本市におきましては、平成15年1月に「八尾市地域安全条例」を施行し、安全なまちづくり施 策を進めております。市民・事業者・行政の三者が一体となって安全なまちづくりに取り組むこ とは「大阪府安全なまちづくり条例」におきましても明記されておりますが、本市におきまして も、「八尾市地域安全条例」に基づき、地域団体や各関係機関で構成する八尾市地域安全推進会 議を設置し、安全なまちづくりに関する具体的施策について協議・検討を進めております。

具体的には、4月に大阪府下で実施する『春の地域安全運動』期間中に「八尾市民のつどい」を開催、10月の全国地域安全運動週間や大阪府の『安全なまちづくり推進月間』にひったくり防止啓発街頭キャンペーンや安全なまちづくりに関する取り組み等を開催、市内小・中学校の登下校時の声かけ運動を地域団体や各関係機関等の連携により取り組んでまいりました。

なお、「安全・安心な生活」を確保するためには、警察との連携は不可欠であり、これまで同様、日頃からの連絡・協力体制を維持するとともに、必要な情報の共有を図れるよう努めていきたいと考えております。

今後も、本市の条例や大阪府条例の趣旨に基づき、市民・事業者・行政三者が一体となって安全なまちづくりを推進してまいりたい。 (市民ふれあい担当)

登下校時の子どもの安全対策としまして、青少年育成連絡協議会・PTA協議会及び各種関係 団体の協力を得まして、各小学校区に「子どもの安全見守り隊」を設置し登下校時の通学路にお ける見守り活動を行い、子どもたちの安全確保に努めております。また、府の子どもの安全に関 する支援事業「スクールガードリーダー」「青色回転灯パトロール事業」等の活用も行い、子ど もたちの安全確保の施策の充実に努めております。 (こども未来部)

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

本市の農業特産物は、特殊そ菜、若ごぼう、枝豆、花卉・花木類、春菊を中心とした軟弱野菜、葉ボタン、草花である。地産地消の取り組みとして主要作物販路開拓推進事業で農産物直売所の拡大をめざし、即売会の開催や直売所マップの作成配布等により運営支援を行っている。現在20ヶ所の直売所と3ヶ所の産直便事業者に拡大してきている。

また、遊休農地の有効活用について、農業委員会事務局において検討委員会を設置し遊休農地 解消・有効活用のための検討を行っており、連携して農地保全に努めることが、将来の食料自給 率につながっていくと考える。 (経済環境部)

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓 発活動も強化すること。

(回答)

本市の総合計画におきましては、都市づくりの基本理念の一つとして、「人権が尊重され、共生の心があふれる人間都市づくり」を掲げるとともに、平成13年4月には「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、人権に関する施策を総合的に推進しております。

さらに、平成18年3月には「八尾市人権教育・啓発プラン」を策定し、市民と協働しながら市 民の身近なところでの人権研修の実施など啓発に努めており、豊かな人権文化に満ちた「人権を 尊重するまちづくり」を進めています。

人権を救済するための法整備については、大阪府町村会等を通じ、人権侵害の救済に関する法 的措置についての要望書を提出し国への働きかけを行っています。今後とも「人権を尊重するま ちづくり」を進めるため、様々な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

(人権文化ふれあい部)

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市においては、昭和58年に宣言した「非核・平和都市宣言」の趣旨を十分に踏まえ、様々な 平和啓発事業を行ってまいりました。

本年度については、7月に、核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さを伝えていくため、映画「NAGASAKI1945 アンゼラスの鐘」の上映や長崎で被爆を体験された方から実際の体験談をお聞きする「長崎被爆体験講話」を実施するとともに、市内小中学校12校においても、「長崎被爆体験講話」を実施し、多く市民に参加していただきました。また、8月には「非核・平和宣言都市八尾市」の懸垂幕を市役所本庁舎に1ヶ月間設置するとともに平和を祈念するため黙祷を全庁的に行いました。さらに8月11日から15日まで、市役所本館1階市民ロビーにて、核兵器の廃絶を訴えるため、「ヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスター展」を開催しました。

今後とも、市民の平和意識の一層の高揚を図るための施策に取り組んでまいりたいと考えております。 (人権文化ふれあい部)